

**平成26年度第12回県政参画電子アンケート**  
**『お泊まりデイサービスに関するアンケート』調査結果**

## 1 調査概要

- ・テーマ：「お泊まりデイサービスに関するアンケート」
- ・期間：平成26年9月1日(月) ～ 9月11日(木) 13:00まで
- ・対象：県政参画電子アンケート会員
- ・回答：392名/487名(80.5%) (※回答者数は重複回答者除く)

## 2 アンケートの調査目的

デイサービスとは、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る」とされ、介護保険法により指定された事業者が運営しています。県内に302箇所のデイサービス事業所があり(平成25年12月現在)、毎月約1万名の方が利用しています。

本年1～2月に行った事業者へのアンケートにより、その22%にあたる67のデイサービス事業所で、デイサービス時間帯終了後にそのまま宿泊を提供する「自主宿泊サービス」を行っていることがわかりました。また、約300人が月20日以上宿泊しています。

この自主宿泊サービス(以下「お泊まりデイサービス」と記載)は、事業者と高齢者(又は介護家族)との私的契約によるもので、介護保険制度外のサービスです。宿泊金額は2,000円前後の事業所が多く、宿泊に伴い日中のデイサービスを連日利用することを前提としています。

お泊まりデイサービスは、私的契約であることから介護保険法等の規制は及ばないため、施設や設備、人員配置等の基準がなく、一部の施設において雑魚寝など処遇の質が疑われる事例が県内でも発生しています。また、昨年発生した長崎県のグループホーム火災や福岡県の診療所火災のように、介護を要する者が多数宿泊する施設で、火災等が発生した場合には重大な被害が生じます。

一方で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯が増加する中、自宅での生活や家族による介護が困難な方への必要なサービスであるとの声も聞かれます。特別養護老人ホームの入所申込みを行い、待機している方の利用もあります。

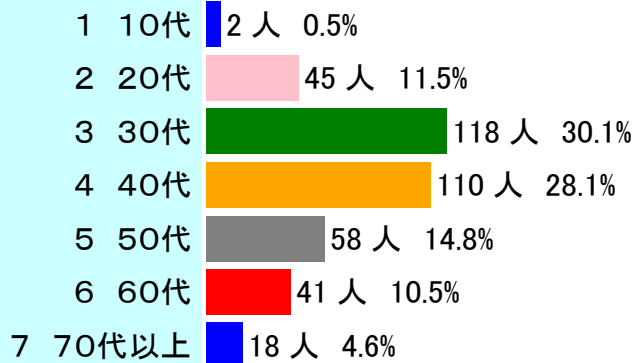
鳥取県では、以上を背景に、利用者の処遇と安全を確保するため、「お泊まりデイサービスに関するガイドライン」を策定し、事業者に遵守を求めることを検討しています。

このガイドライン案のポイントとなる次の事項等について、県政参画電子アンケート会員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

### [参考]

- ・お泊まりデイサービスの実施状況について(PDFファイル)  
⇒ [https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/927113/otomari\\_cyosakekka.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/927113/otomari_cyosakekka.pdf)
- ・お泊まりデイサービスに関するガイドライン案  
⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/239786.htm>
- ・NHK解説アーカイブス  
⇒ <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/146995.html>

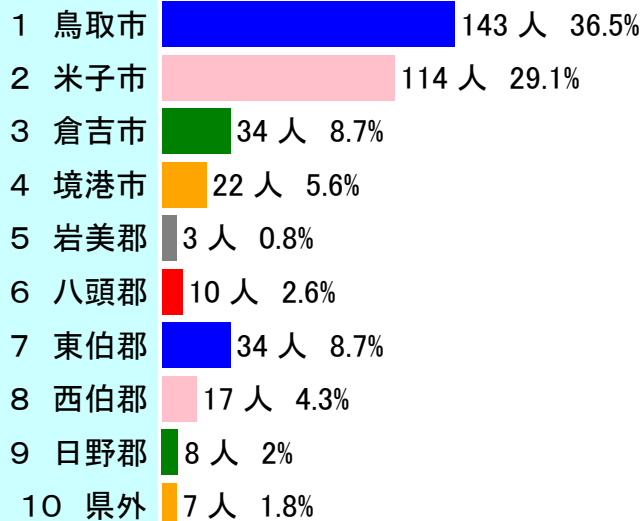
(問1)年代をお答えください。



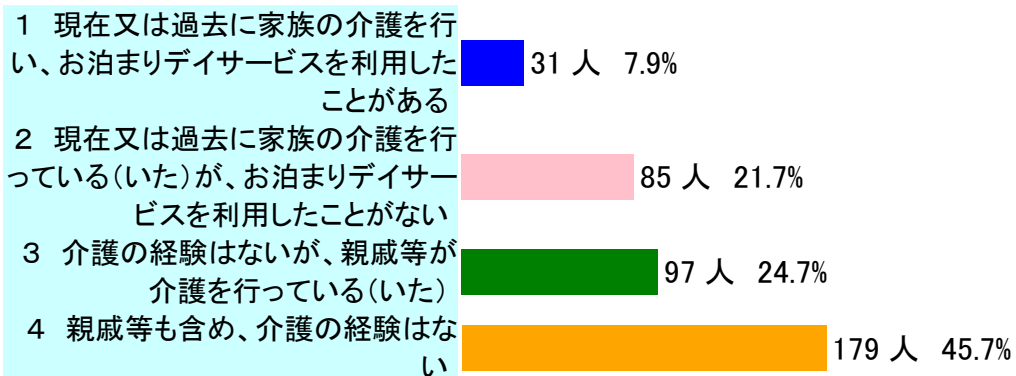
(問2)性別をお答えください。



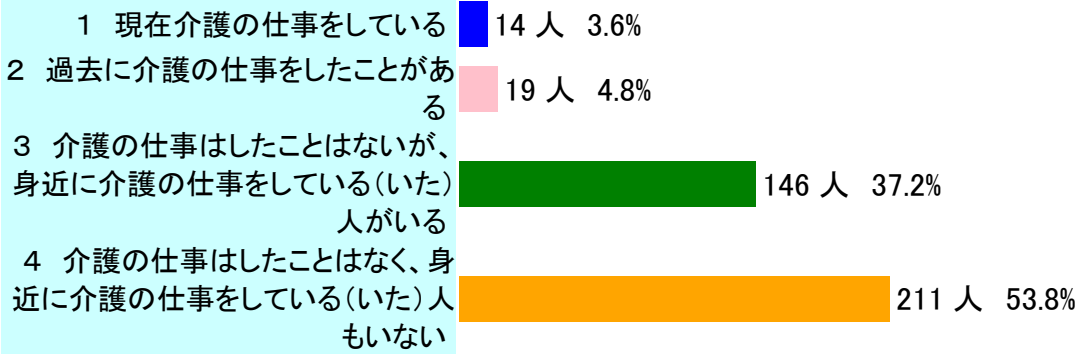
(問3)お住まいはどちらですか。



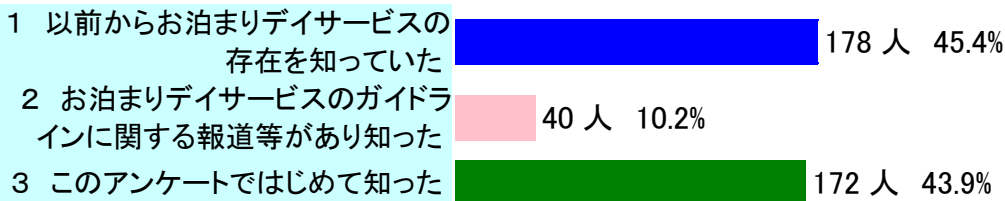
(問4)現在又は過去に家族等の介護を行ったことがありますか。(業務によるものを除く)



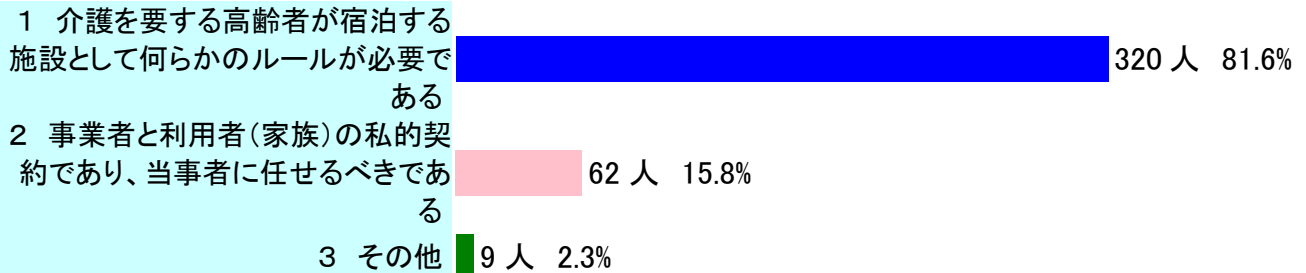
(問5)介護に関する業務経験はありますか。



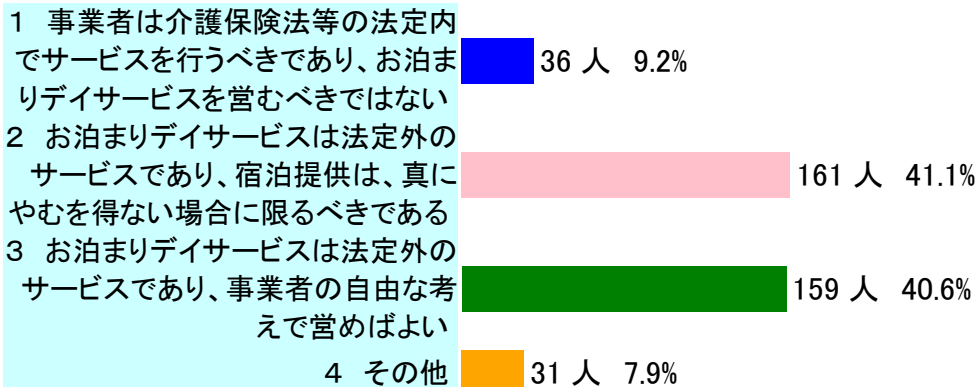
(問6)お泊まりデイサービスを知っていますか。



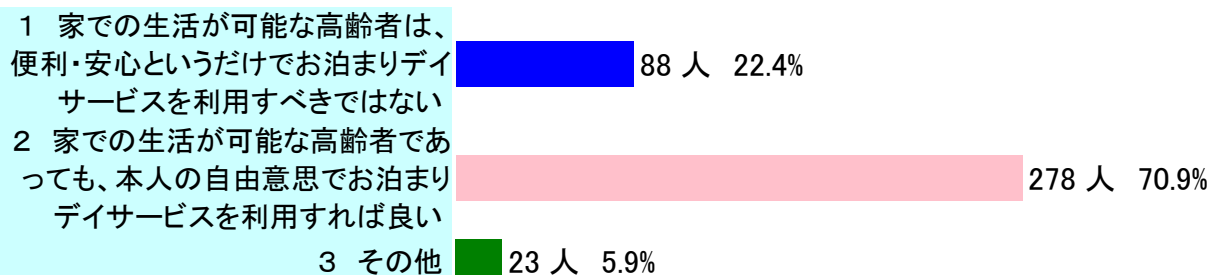
(問7)お泊まりデイサービスのガイドラインを策定することについて、どう思われますか。



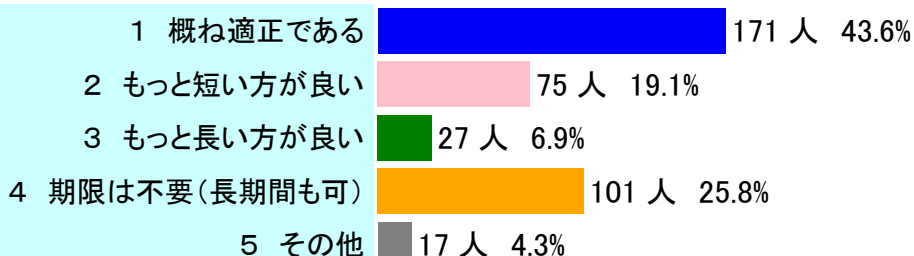
(問8)お泊まりデイサービスについて、どう思われますか。



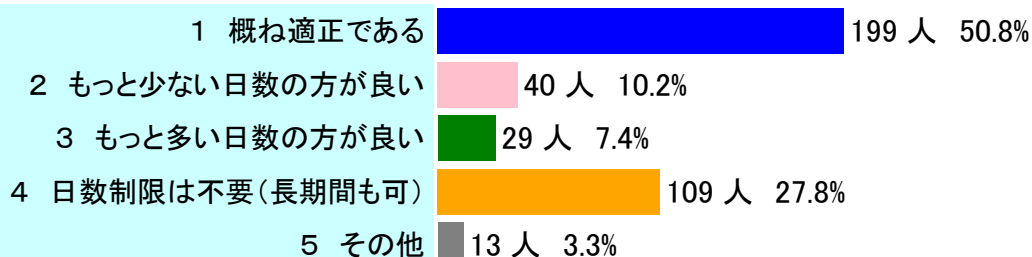
(問9)家でも生活が可能な高齢者のお泊まりデイサービス利用についてお答え下さい。



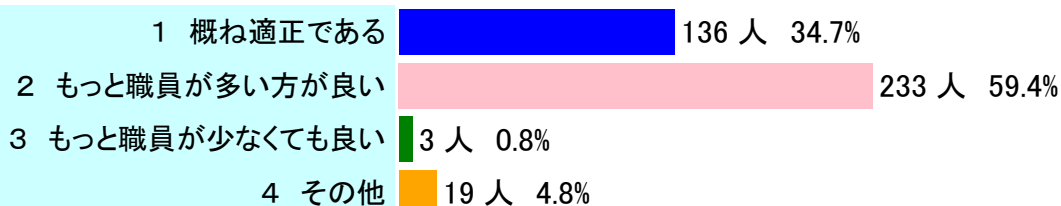
(問10)ガイドライン案では、お泊まりデイサービスは緊急的臨時的なものであり、施設設備も宿泊を前提としていないことから、法定のショートステイ(※1)に準拠して、連続して宿泊できる日数を30日以内としています。一方、認知症の高齢者を介護する家族などからは、長期の利用の必要性など懸念の声も聞かれます。以上を踏まえ連続して宿泊できる日数(30日)についてどう思われますか。



(問11)ガイドライン案では、法定のショートステイに準拠して宿泊日数を、介護認定期間(※3)の概ね2分の1以内としています。この点についてどう思われますか。



(問12)ガイドライン案では、職員の配置を法定の小規模多機能型居宅介護事業所(※2)に準拠して、「宿泊者9人までは1人以上とし、それ以後9人増加するごとに1名増員の職員配置を求めるとともに、デイサービス時間帯を含めた職員全体の中に看護師1名以上がいること」を求めています。この点についてどう思われますか。



(問13)ガイドライン案では、宿泊室を原則個室とするとともに、共通の部屋を含めた一人当たりの利用面積を 7.43 平方メートル(約四畳半)としています。この点についてどう思われますか。

